

いじめ等問題対策委員会

生徒指導部

1 いじめの定義（文科省調査の定義より）

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 本校の取組

(1) いじめ問題の確認

- 全教職員がいじめ問題の重要性を認識し、校内指導体制を確立する。
- 児童の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」ことであるとの強い認識に立つ。
- 児童理解全体会等の時間を利用し、全職員で共通理解して取り組む。

(2) 悩みを受け入れる場づくり

- 児童理解に努め、児童との間に信頼関係をつくる。
- いつでも相談できる雰囲気作りと教育相談の場を作る。
- 「子ども理解支援シート」の活用や個人面談を通し、実態の把握に努める。
- 「あのねポスト」の設置

(3) いじめを生まない学級づくり

- 学級の中に「いじめを許さない」という土壌を育成していく。
- 一人一人の児童の存在感やよさを認識させる。
- 明るい雰囲気作りに努める。
- 一人一人を大切にした授業づくりをする。
- 道徳教育と体験活動の充実

3 いじめ問題への対応と指導

(1) 構成

校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭を常設とする。（必要に応じて関係職員も参加）

(2) 常会

1ヶ月に1回、児童理解全体会を開く。

(3) 臨時会

生徒指導上の問題が起こった場合、校内対策委員会を開き、常会の構成員で臨時会をもち対策について検討する。

いじめ問題発生

